

第2章 収集・運搬

2. 1 事前調査・委託契約

- (1) 保管事業者は、PCB 廃棄物の種類、数量、性状及び状態等を調査、確認し、当該 PCB 廃棄物が運搬されるまでの間、適正に保管しなければならない。
- (2) 保管事業者は、PCB 廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、運搬又は処分を委託しようとする者に対し、事前に、当該委託しようとする PCB 廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項を、文書で通知しなければならない。
- (3) 収集運搬業者は、収集・運搬しようとする PCB 廃棄物の保管事業者における保管状況を事前に確認することが必要である。
- (4) 保管事業者は、PCB 廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物処理法に定める委託基準に基づき、収集運搬業者又は処分業者と書面により委託契約しなければならない。

【解説】

- 1 廃棄物処理法においては、保管事業者は、その PCB 廃棄物を自らの責任において処理することと定められており、保管事業者はその PCB 廃棄物が最終処分されるまでの責任を負うものである。保管事業者は、その PCB 廃棄物を確実に適正に処理するため、PCB 廃棄物の種類、数量、性状の他、PCB 廃棄物が長期にわたって保管されていることにかんがみ、漏洩や破損、錆び、腐食の有無及び状態の他、残留電荷の有無（コンデンサ類）を調査、確認するとともに、当該 PCB 廃棄物が運搬されるまでの間、廃棄物処理法に定める保管基準に基づき、適正にこれを保管しなければならない。
- 2 保管事業者は、PCB 廃棄物の処理を他人に委託する場合は、運搬については収集運搬業者に、処分については処分業者にそれぞれ委託しなければならない。この場合に、保管事業者は、運搬又は処分を委託しようとする者に対して、事前調査の結果に基づき、PCB 廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知しなければならない。
- 3 収集運搬業者は、生活環境保全上支障を生じさせることなく適正に運搬を行うために必要な運搬容器及び作業内容等を把握するため、運搬する PCB 廃棄物の保管事業者における保管状況等を事前に現場調査を行うこと等により十分に確認することが必要である。この現場調査は、安全かつ効率的な運搬を行うためにも必要である。
- 4 保管事業者は、PCB 廃棄物の処理を他人に委託する場合は、PCB 廃棄物の保管状況等及び収集運搬業者又は処分業者の施設内容等に応じて、処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるように、必要な内容を盛り込んだ委託契約を収集運搬業者又は処分業者と締結しなければならない。委託契約書には、次に掲げる事項について

ての条項が含まれていなければならない。

- ①PCB 廃棄物の種類・数量
- ②運搬の最終目的地の所在地（運搬の委託をする場合）
- ③処分場所の所在地及びその方法、施設の処理能力（処分の委託をする場合）
- ④最終処分場所の所在地及びその方法、施設の処理能力（処分（最終処分を除く。）の委託をする場合）
- ⑤委託契約の有効期間
- ⑥委託者が受託者に支払う料金
- ⑦収集運搬業者又は処分業者の事業の範囲
- ⑧積替え又は保管を行う場合、積替え又は保管を行う場所の所在地及び保管できる廃棄物の種類・保管上限（運搬の委託をする場合）
- ⑨適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - ・ PCB 廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ・ 通常の保管状況の下での腐食、揮発等 PCB 廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ・ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ・ その他 PCB 廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ⑩⑨の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ⑪委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑫委託契約を解除した場合の処理されない PCB 廃棄物の取扱いに関する事項
 - この他、必要に応じて、以下の条項を盛り込むこと。
- ⑬運搬容器及び荷役その他運搬の方法に関する事項
- ⑭運搬中に廃 PCB 等が漏洩すること等により、新たに発生した PCB 汚染物や作業等の責任範囲に関する事項
- ⑮料金の支払方法に関する事項
- ⑯契約に違反した場合の措置に関する事項

5 PCB 廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項については、2. 4 携行書類を参照のこと。

2. 2 収集・運搬の方法

2. 2. 1 基本的事項

- (1)PCB 廃棄物の収集・運搬に当たっては、委託契約及び廃棄物処理法に定める処理基準に従い行わなければならない。
- (2)保管事業者が PCB 廃棄物の運搬を委託する場合には、必要事項を記載したマニフェストの交付又は電子マニフェストによる必要事項の登録を行わなければならない。

【解説】

- 1 PCB 廃棄物の収集・運搬は、廃棄物処理法に定める処理基準に従い、次のように行うこと。
 - ①PCB 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないようにすること。
 - ②PCB 廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
 - ③PCB 廃棄物の収集・運搬を行う場合には、運搬容器に収納して収集・運搬すること。
運搬容器に関する基準等は、第3章運搬容器を参照のこと。この他、次の事項に留意することが必要である。
 - ④PCB 廃棄物及び PCB 廃棄物を収納した運搬容器への雨水の浸透を防ぐため有効に被覆する等の措置を講ずること。
 - ⑤PCB 廃棄物及び PCB 廃棄物を収納した運搬容器をみだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
 - ⑥その他委託契約書に収集・運搬に関する指示がある場合には、その指示に従うこと。
- 2 PCB 廃棄物は、他の物を汚染するおそれのないように、他の物と区分して収集・運搬することとし、適切な運搬容器に収納して収集・運搬しなければならない。
- 3 また、PCB 廃棄物を船舶を用いて運搬する場合は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「船舶危告示」という。）により、甲板上積載をする場合は、食品類から6メートル以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、食品類とは同一の船倉又は区画に積載してはならない。
- 4 保管事業者が PCB 廃棄物の運搬を委託する場合には、PCB 廃棄物の種類ごとに、次の事項を記載したマニフェストを交付しなければならない。
 - ①PCB 廃棄物の種類及び数量
 - ②マニフェストの交付年月日及び交付番号
 - ③保管事業者の氏名又は名称及び住所
 - ④PCB 廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
 - ⑤マニフェストの交付を担当した者の氏名
 - ⑥運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
 - ⑦運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が PCB 廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地

⑧PCB 廃棄物の荷姿

⑨当該 PCB 廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地

5 収集運搬業者は、運搬を担当した者の氏名及び運搬を終了した年月日をマニフェストに記載し、運搬を終了した日から 10 日以内に、マニフェストを交付した者に当該マニフェストの写しを送付しなければならない。また、処分を委託された者にマニフェストを回付しなければならない。

マニフェストの交付者は、運搬又は処分が終了したことを、当該マニフェストの写しにより確認し、当該写しを 5 年間保存しなければならない。さらに、マニフェスト交付者は、当該マニフェストに関する報告書を作成し、都道府県知事（廃棄物処理法第 24 条の 2 第 1 項の政令で定める市にあっては、市長。以下同じ。）に提出しなければならない。

6 保管事業者は、マニフェストの交付に代えて、情報処理センターの運営する電子マニフェストシステムを利用することにより、PCB 廃棄物が適正に処理されたことを確認することができる。電子マニフェストシステムは、マニフェストの交付、保存、都道府県知事への報告等マニフェストに関する事務手続きを簡素化するだけでなく、PCB 廃棄物の処理状況の迅速な把握等に資するものであるため、積極的に利用することが望ましい。なお、情報処理センターとしての指定は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが受けている。

2. 2. 2 漏洩の点検、漏洩防止措置

事前調査時、積み込み時、運搬時、積替え時、積下し時において、廃 PCB 等の漏洩の有無を点検し、必要な漏洩防止措置を講ずることとする。

【解説】

- 1 PCB 廃棄物は、長期の保管に伴う劣化により機器本体や収納している容器に腐食、変形、破損等を生じているおそれがあることなどから、特に、収集・運搬中の PCB 廃棄物の飛散及び流出による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように、事前調査時を含め、収集・運搬の各段階において、漏洩の無いことを確認しなければならない。

- 2 漏洩の生じやすい主な箇所は、以下のとおりであり、これらの箇所を重点的に点検すること。
 - ①トランス、コンデンサ等の機器
 - ・ブッシング取付けの付け根
 - ・放熱板の溶接部
 - ・本体と取付け板の接合部
 - ・温度計、バルブ等の突出部
 - ②PCB 廃棄物を収納している容器
 - ・溶接部
 - ・底面
 - ・発錆、打痕箇所
 - ・固縛、吊り等の外力を集中して受ける箇所

- 3 事前調査により、これらのトランス、コンデンサ等が既に漏洩している場合又は収集・運搬中に漏洩のおそれがある場合には、保管事業者の責任において、保管事業者又は収集運搬業者は、適切な漏洩防止措置を講ずることが必要である。漏洩防止措置としては次のものが挙げられる。
 - ①適切な運搬容器への収納（詳細については3. 2 運搬容器の種類を参照）
 - ②目止め材による補修
 - ③補強材、緩衝材による保護及び包装
 - ④液抜き（詳細については2. 2. 7 液抜き・解体を参照）既に漏洩している機器は、適切な運搬容器に収納するか又は目止め材による補修を講ずるものとするが、目止め材による補修を講ずる場合は「滲み漏れ」^{注1)}程度の軽微な漏洩を対象とすること。なお目止め材による補修を行おうとする部位の周辺に著しい腐食が発生している等で、補修作業を行うことによりさらなる漏洩が生じるおそれがある機器^{注2)}は、その対象としないこと。

また、漏洩のおそれがある機器も、基本的には適切な運搬容器に収納するか又は目止め

材による補修を講ずるものとする。ただし漏洩のおそれが機器上部等の接液していない部分や収集・運搬時に力がかからない部分の腐食又は破損等に起因する場合、補強材や緩衝材による保護や包装等の措置を講ずることが有効な場合もある。収集・運搬時に力がかかる部分に腐食又は亀裂等の破損の兆候がある機器は、適切な運搬容器に収納するものとする。

目止め材による補修を講ずることが困難な機器や、移動することにより破損、漏洩するおそれがあるため運搬容器に収納することができない機器は、液抜きを検討する必要がある。

以上説明した適切な漏洩防止措置の方法の選定フローを図 2. 1 に示す。また、目止め材を用いて漏洩防止を行う場合には、表 2. 1 に示す事項に留意すること。

注 1) 「しみ漏れ」とは、しみ出ている PCB 等を溶剤等で拭き取ってから、目止め材による補修を行った後、目止め材が硬化するまでに PCB 等の漏洩が生じず、目止め材による漏洩防止の効力を発揮できる少量の漏洩。

注 2) 目止め材の接着力を出すためには錆を除去する必要があるが、広範囲に発錆しているもので、錆を除去することで減肉して脆くなる機器。

- 4 廃 PCB 等が容器から漏洩している場合や漏洩のおそれがある場合には、適切な運搬容器に容器ごと収納するか、又は収納されている PCB 廃棄物を移し替える必要がある。
- 5 保管事業者又は収集運搬業者は、積込み時、積下し時及び積替え時の他、運搬中であっても長時間の停止時等に運搬容器及び運搬車からの漏洩の有無さらに固縛状況を目視等で点検する必要がある。ただし、封印している等、構造上確認が困難な場合はこの限りでない。
- 6 事前調査及び収集・運搬中に廃 PCB 等の漏洩が確認された場合の対応方法の例を表 2. 2 に示す。漏洩した廃 PCB 等をふき取ったウエス等、廃 PCB 等が付着した吸収材及び保護具等は、PCB 汚染物として適正に処理することが必要である。
- 7 なお、事前調査時及び収集運搬時においては、作業に従事する労働者への暴露防止の観点から、必要な安全衛生対策を行う必要がある。（詳細については、基安発第 0210001 号「PCB 廃棄物の処理作業等における安全衛生対策について」（平成 17 年 2 月 10 日）を参照。）

表2.1 目止めによる漏洩防止措置の留意事項

一般的な留意事項を下記にまとめたが、詳細については使用する目止め材のメーカー等が公表している留意事項を確認し、塗布作業を実施すること。

(1) 目止め材の選定

- ・金属との接着力が高く、各種の薬品等に対する耐性が高い 2 液性エポキシ樹脂系接着剤又はこれと同等以上の性能を有するものを用いること。
(接着強度や、耐薬品性に関する技術データ等を事前に確認すること。)

(2) 目止め材の保管

- ・保管中に変質、劣化する可能性があるため、メーカーが定めている保管方法を遵守し、かつ保証期間内のものを用いること。

(3) 目止め材の塗布

①下地処理

- ・目止め材を塗布する部位の下地（表面）処理として、汚れ・水分の拭き取り、錆・塗膜の除去（金属の地肌を露出させる）及び目粗し（表面に細かい凹凸をつける）を行うこと。下地処理によって接着力は左右されるため、丁寧に実施すること。
- ・錆・塗膜の除去は金属ブラシ、サンドペーパー等を用いて行うことができる。
- ・目粗しは金属ヤスリ、ディスクサンダー等を用いて行うことができる。

②脱脂

- ・目止め材を塗布する箇所の脱脂を十分に行うこと。脱脂が不十分の場合は接着力が低下するおそれがある。
- ・アセトン等の揮発性の高い溶剤を用いて脱脂を行うこと。この際、換気等を行い、また周囲に火気がないことを確認すること。

③目止め材の秤量

- ・主剤と硬化剤のそれぞれをメーカー指定の比率になるように秤量すること。主剤と硬化剤の容器からの取り出しは、別々のヘラ等を用いて行い、容器の中でこれらが混ざらないように注意すること。

④目止め材の混合

- ・秤量後、均一になるまで主剤と硬化剤を十分に混合すること。

⑤塗布

- ・目止め材の塗布はヘラ等で行い、目止め材を押しつけるように塗布して内部に空気が残存しないようにすること。
- ・メーカーが指定している可使時間内に混合・塗布を終了すること。可使時間を超えると目止め材の硬化が進み、塗布を確実に実施できなくなるおそれがある。
- ・比較的大きな亀裂・開口部（概ね数 mm 以上）を塗布する場合、金属製当て板を用いることが有効である。この際、金属製当て板にも下地処理、脱脂を行い、被着面と金属製当て板の両面に目止め材を塗布し、金属製当て板を押しつけるように行い、目止め材内部に空気が残存しないようにすること。

⑥養生期間

- ・十分な接着力が得られるまで養生する必要がある。必要な養生期間は用いる目止め材の種類、養生温度によって異なるが、一週間以上を目安とすること。
- ・できるだけ暖かいところで養生すること（室温 20℃以上が望ましい）。

⑦安全性の確認

- ・漏洩防止措置を行った箇所について、漏洩がないことを養生期間中に確認すること。

(4)その他

- ①目止めによる漏洩防止措置を実施する者は、漏洩防止措置を確実にを行うために、事前に目止め材塗布に係る訓練等を行うこと。
- ②消防法による危険物又は指定可燃物に該当する目止め材及び脱脂剤を用いる場合は、取扱量が少量危険物未満であっても、その取扱いには十分に注意を払い、消防法令に準拠して取り扱うこと。また作業場所周辺における火気取り扱いに対する対策を講じること。その他関連法令に規定される場合も同様である。

表2.2 収集・運搬中等に漏洩があった場合の対応方法(例)

区分	作業名	状況	漏洩区分		
搬出		確認	1.目視にて廃PCB等の漏洩状態を確認 2.漏洩し易い箇所 ①フッシング取付けの付け根 ②放熱板の溶接部 ③本体と取付け板の接合部 ④温度計・バルブ等の突出部 3.必要となる追加作業、運搬容器等について収集・運搬の委託契約内容を見直し、確認		
		状態	運搬中に漏洩は生じないと考えられる。	運搬中に漏洩が生じるおそれがある。	積み込み時又はそれ以前に漏洩が生じるおそれがある
	対応	適切な運搬容器に収納する。	漏洩防止措置(適切な運搬容器への収納、目止め材による補修、補強材・緩衝材による保護及び包装、液抜き)を講ずる。廃棄物とは別の漏れのない容器を使用。	漏洩防止措置(適切な運搬容器への収納、目止め材による補修、補強材・緩衝材による保護及び包装、液抜き)を講ずる。PCBが付着したウエス等はPCB汚染物として適正に処理する。処理施設へ連絡する(処理対象の変更)。PCB特別措置法に基づく届出を行う(新規発生PCB汚染物)。	
	実施	PCB廃棄物の積み込み前に運搬容器に異常がないことを確認(目視)			
積み込み		確認	1.目視にて運搬容器の外観を確認 2.漏洩し易い箇所 ①運搬容器の下部周囲溶接部と底面 ②発錆と打痕箇所 ③固縛・吊り等の外力を集中して受ける箇所		
		状態	運搬容器内への漏洩がある	運搬容器外への漏洩がある。	運搬容器が破損しているが、漏洩はない。
		対応	漏れ防止型の金属製トレイの場合は、漏れ防止型の金属製容器に変更する。	運搬容器交換、又は運搬容器ごと別の運搬容器に収納する。運搬容器は、適切に修理するか、PCB廃棄物として適正に処理。周辺汚染の調査等を行う。	運搬容器を交換する。
		実施	積載数量、収納・積載・固縛状況を確認		
運搬		確認	1.適時、運搬容器の外観と荷台を目視にて確認 2.漏洩し易い箇所 ①運搬容器の下部周囲溶接部と底面 ②発錆と打痕箇所 ③固縛・吊り等の外力を集中して受ける箇所		
		状態	運搬容器からの漏洩(運搬車・コンテナ内のみ)	運搬容器からの漏洩(運搬車・コンテナ外)	運搬容器の転落・落下(行方不明、盗難)
		対応	応急措置の実施 運行管理責任者へ連絡	応急措置の実施 運行管理責任者へ連絡 警察、消防、都道府県の担当部局へ連絡 搬入先(処理施設等)へ連絡 ●運搬停止	応急措置の実施 運行管理責任者へ連絡 警察、消防、都道府県の担当部局へ連絡 搬入先(処理施設等)へ連絡 ●運搬停止
搬入		確認	1.運搬容器の内部、外観及び荷台を目視にて確認 2.漏洩し易い箇所 ①運搬容器の下部周囲溶接部と底面 ②発錆と打痕箇所 ③固縛・吊り等の外力を集中して受ける箇所		
		状態	運搬容器内への漏洩(漏れ防止型の金属製容器又は漏れ防止型の金属製トレイの場合)	運搬容器からの漏洩(運搬車・コンテナ内のみ)	運搬容器からの漏洩(運搬車・コンテナ外)
		対応	PCBが付着した吸収材をPCB汚染物として適正に処理する。運搬容器は、適切に再使用するか、PCB廃棄物として適正に処理する。	PCBが付着した吸収材をPCB汚染物として適正に処理する。運搬容器は、適切に修理し、再使用するか、PCB廃棄物として適正に処理する。運搬車、コンテナから残留PCB廃棄物を除去する。	都道府県の担当部局へ連絡 PCBが付着した吸収材をPCB汚染物として適正に処理する。運搬容器は、適切に修理し、再使用するか、PCB廃棄物として適正に処理する。運搬車、コンテナから残留PCB廃棄物を除去する。周辺汚染の調査等を行う。

2. 2. 3 積込み、積下し時の立会

PCB 廃棄物の積込み、積下しをする場合には、保管事業者の特別管理産業廃棄物管理責任者又はその職務を代行する者、収集運搬業者の運行管理責任者又はその職務を代行する者、処理施設の設置者又はその職務を代行する者がそれぞれの行為に応じて立ち会う必要がある。

【解説】

- 1 保管事業者が PCB 廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、保管事業者から収集運搬業者又は処分業者に対し、PCB 廃棄物の引渡しが行われる。この際、運搬又は処分を委託しようとする PCB 廃棄物について双方の責任ある者が立会い、漏洩等がないか、適切な荷役が行われているか、委託契約書の内容と相違がないか等について確認することが必要である。収集運搬業者から処分業者への PCB 廃棄物の引渡しにおいても同様である。
- 2 収集運搬業者が保管事業場から PCB 廃棄物を積込み、運搬を行い、処理施設で積下しをするという場合には、積込み時には、保管事業場の特別管理産業廃棄物管理責任者又はその職務を代行する者と、収集運搬業者の運行管理責任者（4. 1 安全管理の体制を参照）又はその職務を代行する者の双方が立ち会い、積下し時には、収集運搬業者の収集・運搬の運行管理責任者又はその職務を代行する者と、処分業者の処理施設の設置者又はその職務を代行する者の双方が立ち会うこととする。保管場所を変更するため収集運搬業者に収集・運搬を委託する場合には、収集運搬業者の運行管理責任者又はその職務を代行する者と保管事業場の特別管理産業廃棄物管理責任者又はその職務を代行する者が立ち会うこととなる。
- 3 また、保管事業者が自ら運搬する場合には、特別管理産業廃棄物管理責任者又はその職務を代行する者が立ち会い、漏洩等がないか、適切な荷役が行われているか等について実地に確認することが必要である。
- 4 「代行する者」とは、保管事業者の特別管理産業廃棄物管理責任者、運行管理責任者又は処理施設の設置者が、その責任の下で、この職務を代行させることとした者をいう。
- 5 なお、PCB 廃棄物を船舶を用いて運搬する場合には、船舶危規則により、船積み、陸揚げその他の荷役をする場合は、船長又はその職務を代行する者は、荷役に立ち会わなければならない。

2. 2. 4 積込み、積下しの方法

- (1)PCB 廃棄物は、できるだけ保管場所で運搬容器に収納すること。
- (2)PCB 廃棄物が運搬容器内で移動し、転倒し、破損しないように収納すること。
- (3)PCB 廃棄物の種類等に応じて適切な荷役を行うこと。

【解説】

- 1 PCB 廃棄物は、できるだけ保管場所で運搬容器に収納することとし、運搬容器に収納するため、やむを得ず PCB 廃棄物を移動する場合には、できる限り移動距離が短くなるようにするとともに、その移動経路については、PCB 廃棄物の飛散、流出防止、床面の保護（防水シートの敷設等）等、必要な措置を講ずる必要がある。

- 2 PCB 廃棄物の積込み、積下しに当たっては、運搬中に PCB 廃棄物が飛散、流出するおそれが無いよう、PCB 廃棄物が運搬容器内で移動し、転倒し、破損しないように収納するとともに、以下のことに留意すること。
 - ①高温にさらされないようにすること
 - ②雨水と接触しないようにすること
 - ③運搬容器が落下し、転倒し、破損しないように積載すること
 - ④運搬車や船舶等へ積載した運搬容器が、運搬中に落下、転倒、破損あるいは移動することが無いよう運搬車や船舶等にロープ等により確実に固着する等必要な措置を行うこと。
 - ⑤運搬容器は、収納口を上方に向けて積載すること
 - ⑥運搬容器を積み重ねる場合には、十分な強度がある運搬容器を用いること

- 3 PCB 廃棄物又は運搬容器の荷役は、PCB 廃棄物の種類・重量・保管状況、運搬容器の種類及び輸送手段に応じて適切に行う必要がある。表 2. 3 に荷役設備の使用条件（例）を示す。荷役にあたっては、以下のことをよく確認すること。
 - ①PCB 廃棄物に漏洩はないか
 - ②運搬容器の変形・破損・変色はないか
 - ③荷役設備に異常はないか
 - ④固縛材に緩みがないか、締め付けは十分か
 - ⑤積付け位置は適切か

表2.3 荷役設備の使用条件(例)

荷役方法	荷役場所又は運搬車等の条件	PCB 廃棄物又は運搬容器等の条件	備 考
クレーン、天井クレーン、ホイスト等	荷台に上部から吊降ろすことが可能	吊具を装着できる	設備の許容荷重が吊挙げ重量、積載重量以上であること
フォークリフト	バンタイプの車両やコンテナ等、荷台側面から積込みが可能	底部にフォークで持ち上げられる強度を有する	
ハンドリフト等	プラットフォーム等の設備がある		
人力	荷役機械が使用できない	手で持ちやすく軽量(40kg程度以下)	作業員の安全に特に留意が必要
上記以外			条件に応じて適切な荷役方法を採用

2. 2. 5 積替え・保管

- (1) 積替え・保管は、あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められているとともに、搬入されたPCB廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えないものとしなければならない。
- (2) PCB 廃棄物の搬入、搬出及び保管の状況等を記録し、適切に管理する必要がある。

【解説】

- 1 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を行うため、保管場所の変更の場合を除き、廃棄物処理法に定める積替えの基準に適合しない積替え・保管を行ってはならない。積替えの作業は、積込み、積下しの方法と同様に行うこと。
- 2 保管する PCB 廃棄物の数量は、当該保管の場所における（搬出される日）一日当たりの平均的な搬出量の7倍（7日分）を超えないようにしなければならない。
- 3 積替え・保管を行う収集運搬業者は、積替え・保管する PCB 廃棄物を適正に管理するため、積替え・保管施設ごとに帳簿を備え、下記の事項を記録しておく必要がある。
 - ①保管事業者名及び連絡先
 - ②PCB 廃棄物の種類及び内容
 - ③搬入年月日、搬入量及び搬入者名
 - ④搬出（予定）年月日、搬出量、搬出車両及び搬出（予定）先
 - ⑤積替え・保管施設における保管の位置
 - ⑥運搬容器の保有者名及び運搬容器の番号
 - ⑦その他特記事項（漏洩の点検結果、その対応措置等）
- 4 積替え・保管施設の安全管理を徹底するため、安全管理責任者を定める等安全管理体制を整備するとともに、廃 PCB 等の漏洩の点検、漏洩があった場合の措置方法等の日常作業の内容を定めた日常管理マニュアルや災害、事故等の緊急時における対応マニュアルを作成、備え付けておくことが重要である。この他、積替え・保管施設に係る下記の事項等を記録しておくことが望ましい。また、保管事業者においても保管場所において、同様の措置を講ずることが望ましい。
 - ①施設入場者の氏名及び連絡先
 - ②浄化用資材、保護具、保護衣等の備蓄状況の点検結果
 - ③火災報知器、防消火設備の点検結果
- 5 消防法の危険物に該当する PCB 廃棄物を指定数量又は市町村が条例により定める数量以上保管する場合には、同法に定める貯蔵及び取扱いの基準等に従わなければならない。

2. 2. 6 積替え・保管施設

PCB 廃棄物の積替え・保管施設は、以下のとおりとしなければならない。

- (1) 周囲に囲いを設け、かつ、見やすい箇所に PCB 廃棄物の積替え・保管の場所である旨その他必要な事項を表示した掲示板を設けること。
- (2) 保管の場所から PCB 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
- (3) PCB 廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設ける等の必要な措置を講ずること。

【解説】

- 1 PCB 廃棄物の積替え・保管施設は、周囲に囲いを設け、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。また、部外者による不適切な取扱い、盗難、紛失を防止するため、施錠、監視等の措置を講ずることとする。
- 2 積替え・保管施設に設ける掲示板は、縦及び横それぞれ 60 センチメートル以上とし、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
 - ① PCB 廃棄物の積替え・保管の場所であること
 - ② 積替え・保管する PCB 廃棄物の種類
 - ③ 積替え・保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 積替え・保管のための保管上限
- 3 PCB 廃棄物の積替え・保管施設は、PCB 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに PCB が揮発しないように次に掲げる措置を講ずることが必要である。
 - ① PCB 廃棄物の流出等を防止するため、溜め桝、防液堤等の設備を設けるとともに底面を不浸透性の材料で覆うこと。ただし、PCB 廃棄物を適切な運搬容器に収納している場合はこの限りでない。
 - ② PCB を含む汚水の発生を防止するため、屋内に保管する等、PCB 廃棄物に雨水が当たらないようにすること。
 - ③ 適切な運搬容器に入れる等の PCB の揮発の防止のために必要な措置を講ずること。
 - ④ 覆いをかける、屋根を設ける、屋内に保管する、建物には換気設備を設ける等の PCB 廃棄物が高温にさらされないために必要な措置及び PCB 廃棄物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- 4 積替え・保管施設において、トランスやコンデンサ等、PCB が密封されている電気機器が廃棄物になったものをそのまま取り扱う場合や運搬容器のまま取り扱う場合は、労働安全衛生法に定める特定化学物質を取り扱う作業場に当たらないが、PCB の含有量が 1 % を超えるトランスやコンデンサの液抜き作業等を日常的に行う場合には、特定化学物質を

取り扱う作業場として同法に基づく特化則に従う必要がある。特化則には、作業場の構造、設備等に関する基準、作業の従事者に対する措置等の定めがある。

- 5 消防法の危険物に該当する PCB 廃棄物を指定数量又は市町村が条例により定める数量以上保管する積替え・保管施設にあっては、同法の貯蔵所として危政令に定める技術上の基準に適合するものでなければならない。危政令には、許可、構造・設備に関する要件、標識、掲示板等の定めがある。

2. 2. 7 液抜き・解体

- (1) 広範囲な発錆による減肉等の理由で、目止め材による補修を講ずることが困難な場合、PCB 廃棄物を移動することにより、破損、漏洩するおそれがあり、機器を容器に収納することができない場合、大型機器であって保管場所からの搬出・運搬が困難であるといった場合には、保管場所において液抜き・解体を行うことを検討する。
- (2) 保管事業者は、トランス等の構造、重量物の取扱い・運搬方法に関する知識及び経験を有する者の協力を得て、液抜き・解体の方法を決定する。
- (3) 液抜き・解体に当たって、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

【解説】

- 1 広範囲な発錆による減肉等の理由で、目止め材による補修を講ずることが困難な場合、PCB 廃棄物を移動することにより破損、漏洩するおそれがあり、機器を容器に収納することができない場合、大型機器であって保管場所からの搬出・運搬が困難であるといった場合には、保管場所において液抜き又は解体を行うことを検討する。

- 2 保管場所における液抜き又は解体は、保管事業者の責任のもとに行われることとなるが、最適な手法の決定に当たっては、PCB 廃棄物の構造、建築物の構造及び設備内容、大型機器の取扱い・運搬方法に関する知識及び経験を有する者の協力を得て、総合的に判断するものとする。

- 3 液抜き又は解体に当たって、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう、次の事項を留意すること。
 - ① PCB 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないよう、床面を不浸透性の材料で覆う、オイルパンを設置する等の必要な措置を講ずること。なお、廃 PCB 等が漏れた場合には、速やかにウエス等で拭き取り、専用の保管容器に速やかに収納すること。
 - ② 液抜きに使用する装置との接続はグローブバッグ（密閉されたバッグの中でグローブを介して装置の取扱いができるようにしたものを用いる。）内で行い、廃 PCB 等の漏洩が生じない構造となっていることを確認すること。
 - ③ 液抜き又は解体を行う際、揮発した PCB が周辺環境を汚染しないよう、フランジ等が開口している時間を極力短くする、局所排気装置の設置による局所排気を行う（排気は活性炭を通して行う）、作業の場所をシート等で区画する等必要な措置を講ずること。
 - ④ PCB が作業環境中に拡散する可能性のある作業を行う際には、作業従事者は、PCB に対して有効な保護衣、保護マスク、保護メガネ等を着用すること。
 - ⑤ 液抜きをする際には、機器内に残存する液体が、ガスケット等から漏洩することがないよう十分な量の液抜きを行うこと。
 - ⑥ ポンプ等液抜きに使用する用具・機材は、事前に点検を行い、廃 PCB 等の漏洩が生じ

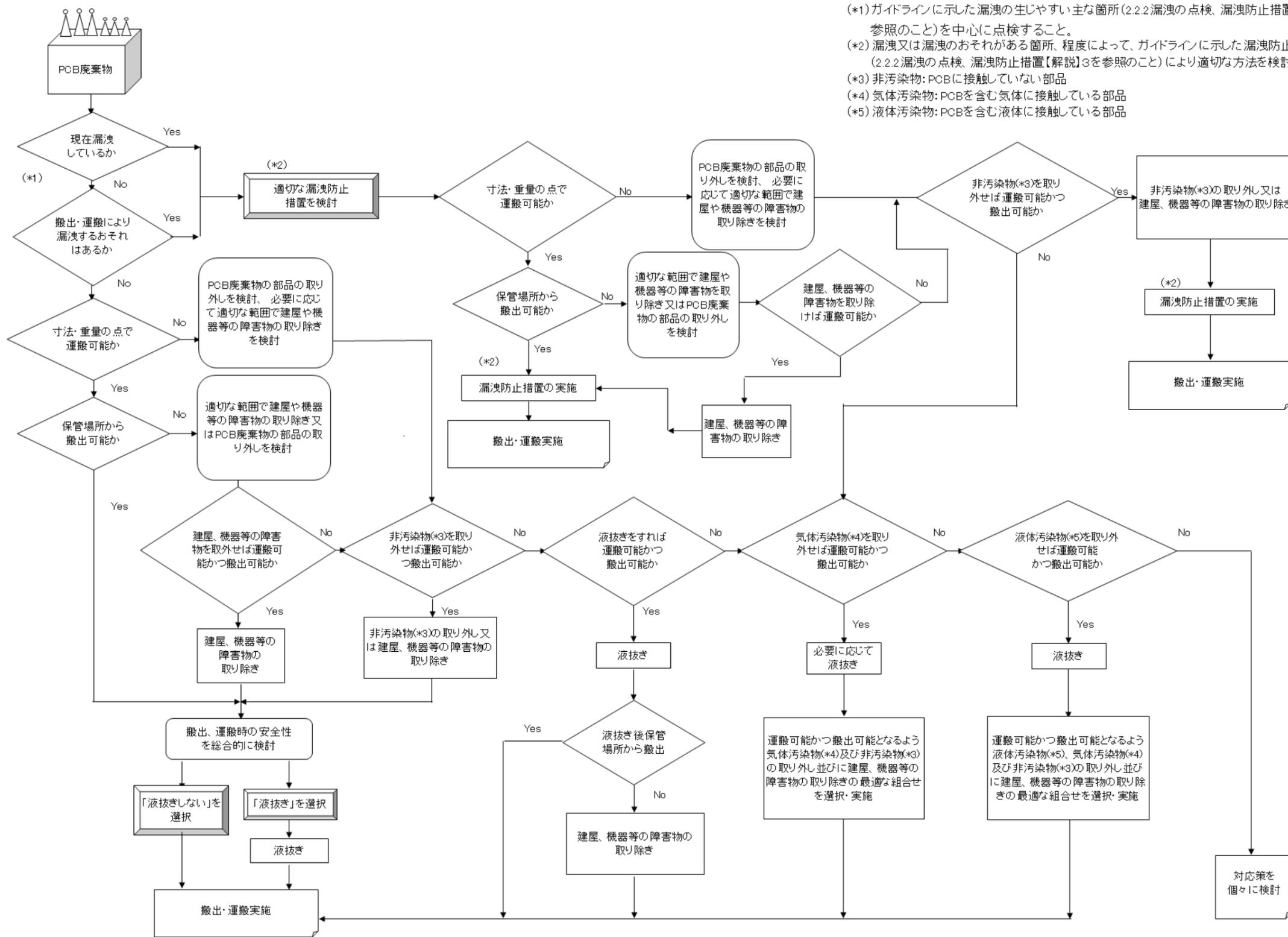
ないことを確認すること。

- ⑦ 保護具等に廃 PCB 等が付着した場合には、保護具等は PCB 汚染物として別に保管すること。

4 液抜き又は解体の方法の選定フローを図 2. 2 に示す。また、液抜き作業の実施に当たっては、表 2. 4 に示す事項に留意すること。

5 その他詳細な事項については、「大型トランス等に係る現場解体作業について(抜油及び付属品取り外し作業)」(平成 16 年 4 月 日本環境安全事業株式会社ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会)及び「大型トランス等に係る現場解体作業について(第二次報告書)」(平成 21 年 3 月 日本環境安全事業株式会社ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会)を参照されたい。これらの報告書は下記の URL から入手できる。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/transport.html>



(*)1 ガイドラインに示した漏洩の生じやすい主な箇所(2.2.2漏洩の点検、漏洩防止措置【解説】2を参照のこと)を中心に点検すること。
 (*2) 漏洩又は漏洩のおそれがある箇所、程度によって、ガイドラインに示した漏洩防止措置(2.2.2漏洩の点検、漏洩防止措置【解説】3を参照のこと)により適切な方法を検討すること。
 (*3) 非汚染物: PCBに接触していない部品
 (*4) 気体汚染物: PCBを含む気体に接触している部品
 (*5) 液体汚染物: PCBを含む液体に接触している部品

図2.2 PCB廃棄物の液抜き・解体の方法の選定フロー

表 2.4 液抜き作業の留意事項

一般的な留意事項を下記にまとめたが、液抜き対象とする機器の構造や大型機器の取り扱い等に関する知識及び経験を有する者の協力を得て、個々の状況に応じた具体的な留意事項を確認し、液抜き作業を実施すること。

(1) 対象機器の事前確認及び液抜き方法の決定

- ・対象機器の設置状況・漏洩状況・破損状況等の現状確認を行うこと。特に、対象機器の排油弁・窒素封入弁の位置・破損状況、フランジ面・ねじ込み部の損傷状況等について詳細に確認を行うこと。
- ・最適な液抜き方法については、上記の確認結果に加え、液抜きする廃 PCB 等の量や機器周辺に確保可能な作業エリアの広さ等も勘案して決定すること。

(2) 液抜き

①液抜き作業の準備

- ・作業エリアを区画し、部外者の作業エリアへの立入禁止措置を実施すること。
- ・廃 PCB 等の流出、地下浸透を防ぐために、液抜き装置、液抜きタンク（鋼製ドラム等）はオイルパン内に設置する等、適切な措置を講じること。
- ・揮発した PCB による周辺環境の汚染を防止するため、局所排気装置を設置する等、適切な措置を講ずること。
- ・ウエス、オイルマット等の吸収材の装備、消火器の配置、危険物・PCB 取り扱いの表示を行うこと。

②液抜き装置の接続

- ・液抜き時に、液抜きタンクからの PCB を含んだ排気が周辺環境を汚染しないように、対象機器の窒素封入弁と液抜きタンクを耐圧ホース等で接続する等、適切な措置を講じること。排気を周辺環境に排出するときは、活性炭を通して行うこと。
- ・液抜き装置の接続時における廃 PCB 等の流出を防止するため、対象機器の排油弁と耐圧ホースの接続部、及び液抜きタンク注入口と耐圧ホースとの接続部にグローブバッグを装着すること。グローブバッグ内には、閉止板、工具、吸収材等を入れておくこと。
- ・グローブバッグ内の操作で、対象機器の排油弁の閉止板を取り除き、耐圧ホースを接続すること。この際、排油弁と閉止板との間に滞留した廃 PCB 等が流出することがあり、この場合は流出した廃 PCB 等を吸収材で受けつつ作業を行うこと。
- ・液抜きポンプ及び液面計等が正常に動作することを確認すること。

③液抜き作業

- ・安全、確実に液抜きを行うために、対象機器、液抜き装置、液抜きタンクとの接続部を液抜き作業開始直前に再度チェックすること。
- ・対象機器の排油弁及び窒素封入弁を開き、耐圧ホース内に廃 PCB 等を張り込むときには、接続部等からの漏洩がないことを確認しながら、慎重に排油弁の開操作を行うこと。
- ・また、対象機器が大型の場合、機器内の廃 PCB 等の液面が高いため、液抜きポンプの起動前に大量の廃 PCB 等が流入するおそれがある。このため、排油弁の開操作は、液抜きタンクに設置した液面計も確認しながら慎重に行うこと。
- ・耐圧ホース内への廃 PCB 等の張り込みが終了した後、液抜きポンプを起動し、廃 PCB 等の液抜きを行うこと。
- ・対象機器が大型の場合等で、液抜き作業中に液抜きタンクの交換を行う必要があるときは、液抜きタンクの残量に余裕のある状態で交換を行うこと。また、液抜きタンクには液面計等を設置し、自動的に廃 PCB 等の液抜きを停止させる機能を有することが望ましい。
- ・廃 PCB 等の液抜きが終了し、液抜きポンプを停止した後、排油弁及び窒素封入弁

の閉操作をすること。

- ・排油弁と耐圧ホース・液抜きタンク注入口と耐圧ホースの分離及び閉止板等の装着はグローブバッグ内で行い、廃 PCB 等の飛散、流出や揮発した PCB の拡散を防止すること。この際、耐圧ホース内に廃 PCB 等が残留しないように十分に回収すること。また、接続部の口金等はウエス等で十分に拭き取る等、二次汚染が生じないような措置を講ずること。
- ・グローブバッグを取り外すときは、内部に滞留している揮発した PCB が環境中に拡散しないよう、局所排気装置によって活性炭を通して排気すること等、適切な措置を講ずること。
- ・グローブバック、活性炭フィルタ、吸収材、ウエス等の PCB に汚染された部材は PCB 汚染物として保管すること。

④仕舞い作業

- ・作業現場に廃 PCB 等の漏洩、流出が無いことを確認すること。
- ・未使用のウエス、オイルマット等の吸収材や消火器を撤去すること。
- ・作業エリアの区画及び立入禁止措置を解除すること。

(3) その他

- ・停電時には関係する機器を安全側に作動させるための適切な措置を講ずること。
- ・手順ミスによる事故等の発生を防止するため、インターロックシステムを設けること等、適切な措置を講ずること。
- ・廃 PCB 等の漏洩、流出を防止し、液抜きを安全・確実にを行うために、液抜きポンプはノンシールポンプ^{注1)}とすること等、適切な措置を講ずること。

注1) モータ部分とポンプ部分を一体にして、取り扱う液体の漏洩を防止した構造のポンプ

図2. 3に液抜き装置の構成の例を示す。

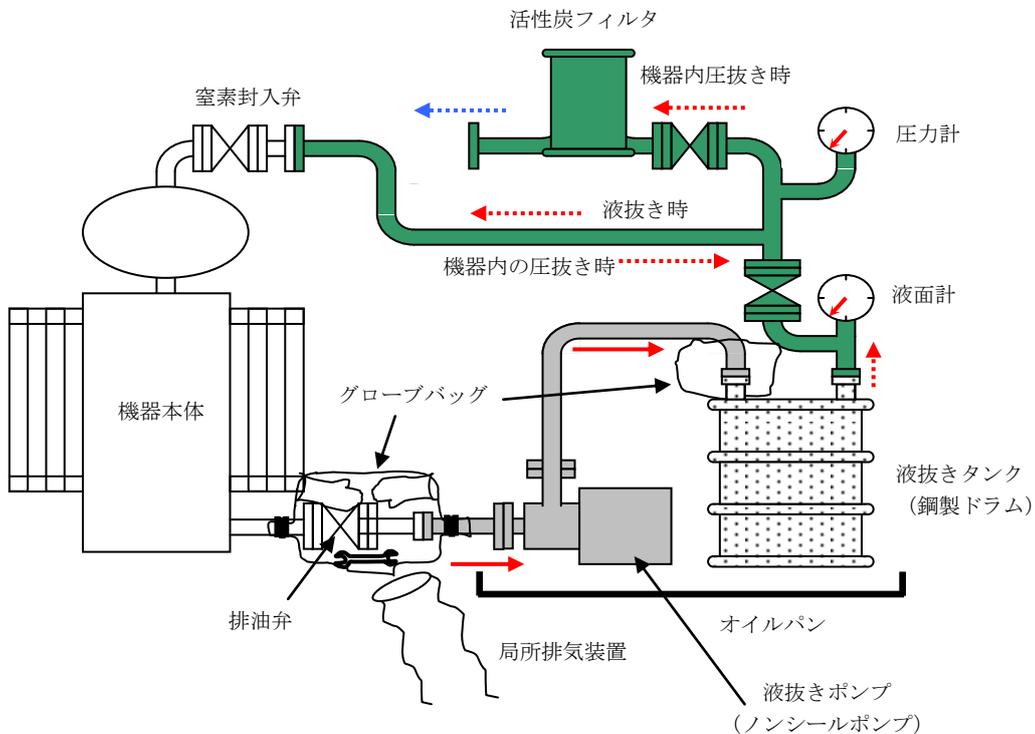


図2. 3 液抜き装置の構成例

2. 3 表示・標識

- (1) 収集・運搬を行う場合には、廃棄物処理法の規定により、産業廃棄物を収集運搬している旨を運搬車に表示するとともに、その他関係法令の規定により、運搬車及び運搬容器に必要な表示をしなければならない。
- (2) 収集・運搬を行う場合には、運搬容器に「PCB」及び収集・運搬に係る PCB 廃棄物の種類を表示し、運搬車に「PCB」と表示しなければならない。

【解説】

- 1 PCB 廃棄物を収集・運搬する場合には、廃棄物処理法の定めるところにより、運搬車の両側面に以下について表示をすること。
 - ①収集・運搬を自ら行う保管事業者：
 - ・ 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
 - ・ 氏名又は名称
 - ②収集運搬業者
 - ・ 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
 - ・ 氏名又は名称
 - ・ 許可番号（下6桁）

- 2 船舶危規則に規定する運搬容器（3. 2 運搬容器の種類を参照）は以下の事項を見やすく、分かりやすく、外気に暴露されてもその効果が減じず、容器表面の色と対照的であり、かつ、他の表示に阻害されないよう表示するものとする。
 - ①「PCB」、危険物の等級、国連番号
小型容器、IBC 容器、ポータブルタンクには「PCB」、危険物の等級、国連番号を表示すること。ただし、容量 450L を越える IBC 容器には相対する 2ヶ所に、ポータブルタンクには 4 側面（「PCB」表示は両側面）に表示すること。
 - ②PCB 廃棄物の種類
「廃 PCB 等」、「PCB 汚染物」又は「PCB 処理物」を表示すること。

- 3 コンテナ（船舶を用いて運搬する場合に限る：船舶危規則第 28 条）及び運搬車には、相対する 2ヶ所以上の側面に明瞭に視認できるよう、「PCB」の表示を、高さ 120mm 以上×幅 300mm 以上で 10mm の黒枠の中に、大きさ 65mm 以上の黒文字で表示するものとする。さらに、コンテナには、両側面に国連番号を高さ 65mm 以上の黒色文字で表示しなければならない。

- 4 PCB の含有率が 1% を越える PCB 廃棄物の運搬容器には、労働安全衛生法（特化則）の定めるところにより、その見やすい箇所に名称及び取扱い上の注意事項を表示すること。表 2. 5 に表示例を示す。

5 消防法の危険物に該当する PCB 廃棄物を収集・運搬する場合には、消防法の定めるところにより、当該 PCB 廃棄物を運搬するための運搬容器に必要な表示及び運搬車に必要な標識を付すこと。表示及び標識の主な内容は下記のとおりであるが、詳細及び様式については、危政令及び消防危規則を確認すること。機械により荷役する構造を有する容器の特例に該当する機器^{注)}についても同様の表示が必要である。

①運搬するための運搬容器の表示

1)危険物の品名、危険等級及び化学名

: (例)第 4 類第 3 石油類、危険等級Ⅲ、PCB を含む油

2)危険物の数量

3)「火気厳禁」

※機械により荷役する構造を有する容器については、1)から 3)に掲げるもののほか、下記の表示も付すこと。

- ・製造年月日及び製造者の名称
- ・最大総重量
- ・20度の温度における内容積
- ・運搬容器の自重
- ・直近の点検実施年月（機械により荷役する構造を有する容器の特例に該当する場合は不要）
- ・本体の材料及び最小厚さ（機械により荷役する構造を有する容器の特例に該当する場合は不要）

注) 機械により荷役する構造を有する容器の特例

第 4 類第 3 石油類又は第 4 石油類を収納する変圧器、コンデンサ等の電気機械器具。電気機械器具に該当するものとして、金属製又は陶磁器製のものが掲げられており、下記に例示するものがある。

イ. 変圧器、ロ. リアクトル、ハ. コンデンサ、ニ. 計器用変成器、ホ. 放電コイル、ヘ. 電圧調整器、ト. 整流器、チ. 開閉器、リ. 遮断機、ヌ. 中性点抵抗器、ル. OF ケーブル、ホ. 避雷器、リ. ブッシング

(危告示第 68 条の 3 の 3 第 2 項、消防危第 90 号（平成 18 年 3 月 30 日）及び総務省告示第 136 号等による)

②指定数量又は市町村が条例により定める数量以上運搬する運搬車の標識

- ・「危」：標識

6 船舶を用いて PCB 廃棄物を収集・運搬する場合には、廃棄物処理法の定めるところにより、下記の事項を所定の様式（廃棄物処理法施行規則様式第一号）により船橋の両側（船橋のない船舶にあつては、両げん）に鮮明に表示する他、船舶危規則の定めるところにより、表示等を行うこと。

①収集・運搬を自ら行う保管事業者：氏名又は名称

②収集運搬業者：氏名又は名称及び許可番号

- 7 PCB 廃棄物を保管する場合には、他の廃棄物等と区別するため、その容器に「PCB」等と表示すること。また、他の容器と取り違いがないよう容易に確認可能な位置で、容易に取り外しができないように表示すること。

表2.5 労働安全衛生法による表示(例)

名 称	PCB、PCB 含有油、PCB 汚染物、PCB 含有トランス、PCB 含有コンデンサ、等と記載
成 分	塩素化ビフェニール又は PCB と記載(労働安全衛生法では、PCB は「塩素化ビフェニール」という。)
含有量	%
注意事項	<p>液が皮膚に付着すると皮膚障害を起こす恐れがあります。また蒸気を吸入すると中毒を起こす恐れがありますので、下記の注意事項を守ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. みだりに蒸気を吸入し、口に入れ、又は皮膚に付着しないようにして下さい。 2. 液を直接取り扱う場所には局所排気装置を設置して下さい。 3. 液を直接取り扱う時は、保護眼鏡、耐油性保護手袋を使用して下さい。又必要に応じて有機ガス用防毒マスクを使用して下さい。 4. 皮膚に付着した場合は、すみやかに洗剤や石けんで良く洗って下さい。 5. 液は絶対に流出させないで、廃油は密閉容器に保管して下さい。 6. 液がこぼれた場合には、オガクズ、ウェス等で良くぬぐい取り、密閉容器に保管して下さい。
表示者の氏名又は名称及び住所	

2. 4 携行書類

収集・運搬を行う場合には、収集・運搬に係る PCB 廃棄物の種類及び当該 PCB 廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書その他必要な書類を携帯すること。

【解説】

1 PCB 廃棄物の運搬車には、廃棄物処理法の定めるところにより、次の事項を記載した書面を備え付けなければならない。なお、複数の書面によってこれらの記載事項を網羅するものであっても差し支えない。

①収集・運搬を自ら行う保管事業者

- 1) 氏名又は名称及び住所
- 2) 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- 3) 運搬する産業廃棄物を積載した日
- 4) 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- 5) 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

②収集運搬業者

- 1) 許可証の写し
- 2) マニフェスト

※電子マニフェストを利用する場合は、次の書面を備え付ける。

- 1) 許可証の写し
- 2) 電子マニフェストの加入証の写し
- 3) 次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる場合に限る）（随時必要な連絡を行うことができる設備又は器具を用いて以下に掲げる事項を確認できる場合は不要）
 - ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - ・運搬を委託した者の氏名又は名称
 - ・運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先
 - ・運搬先の事業場の名称及び連絡先

2 上記の他、PCB 廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書（記載内容は表 2.6 の例を参照）及び緊急時に運転者、作業者が対処すべき事項、連絡通報事項等を示した緊急時対応マニュアル（第 5 章 緊急時の対策を参照）を携帯することとする。

3 船舶を用いて PCB 廃棄物を収集・運搬する場合には、廃棄物処理法の定めるところにより、上記 1 に定める書面を船舶に備え付けておく他、危険物の種類及び重量等を記載した危険物積荷一覧書を船舶内に保管する等船舶危規則の定めるところによる。

表2.6 携行書類の記載内容(例)

PCB 廃棄物の種類		廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物
適用法令	廃棄物処理法	特別管理産業廃棄物
		特別管理一般廃棄物
	労働安全法	特定化学物質第一類
	消防法	危険物第4類第3石油類
		その他 ()
船舶危規則	有害性物質	
取扱時の注意事項	PCB の取扱に関する一般事項	<p>1 接触により皮膚や眼に炎症を起こすおそれがあるため、身体への暴露を防ぐよう以下のとおり取り扱うこと。</p> <p>① 不浸透性の手袋、保護衣、眼鏡（顔面シールド）を着用すること。</p> <p>② 経口摂取の予防のため、作業中は飲食、喫煙をしないこと。</p> <p>③ 飛沫、ミストの発生を防止すること。</p> <p>2 環境中に残存するので、環境中に流出させないこと。</p> <p>3 火災により分解し、刺激性で有害なガスを発生するおそれがある。</p>
	PCB 廃棄物の取扱に関する一般事項	<p>1 高温にさらされないようにすること。</p> <p>2 飛散、流出等のおそれがないよう必要な措置を講じること。</p> <p>3 雨水に当たらないようにすること。</p> <p>4 転倒させる、落下させる、衝撃を加える、引きずる等粗暴な行為をしないこと。</p> <p>5 食品や飼料と一緒にしないこと。</p> <p>6 万一、PCB が漏れた場合には、ふき取る等必要な措置を講じること。</p>
	特記事項	引火点の低い絶縁油が混入されているなど、上記以外の取扱い上の留意事項を記載